

平成23・24年度建設工事、業務委託等 入札参加資格申請の追加受付を行います

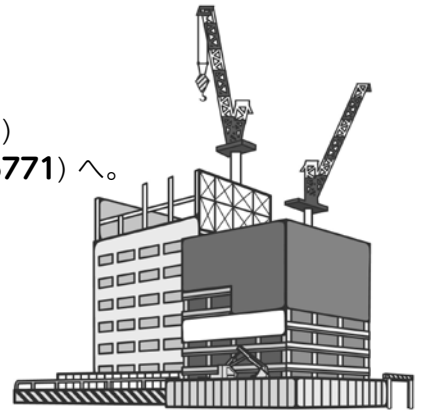
平成23・24年度において松伏町、埼玉県及び埼玉県下の市町(電子入札共同システム参加市町で今回の追加受付に参加する市町に限ります。)が発注する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理の受注(入札参加)を希望する事業者の方を対象に、次のとおり入札参加資格申請の追加受付をします。

また、松伏町の業務委託、物品関係・建設資材に係る入札参加資格の新規申請についても、次のとおり追加受付します。

それぞれ受付期間や申請先などの手順が異なりますのでご注意ください。

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理

- 受付方法／埼玉県及び埼玉県下の一部市町による共同受付
- 受付期間／【新規申請】平成24年1月4日(水)～24日(火)(必着)
【追加申請】平成24年1月4日(水)～31日(火)(必着)
- 申請方法／申請書類の郵送(持参不可)
- 入札参加資格の有効期間／平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)
- 問合せ／申請の必要書類、資格などは、埼玉県入札審査課(☎048-830-5771)へ。
URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/nyushinkoujitop/>



業務委託、物品関係・建設資材

- 受付方法／松伏町による個別(単独)受付
- 受付期間／平成24年1月4日(水)～31日(火)(必着)
- 申請方法／申請書類の郵送(持参も可)
- 入札参加資格の有効期間／平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)
- 問合せ・その他／申請の必要書類、資格などは、町ホームページに掲載・企画財政課で配布の「申請の手引き」で必ずご確認ください。

税務課のお知らせ

問合せ／資産税担当 ☎ 991-1831

償却資産(固定資産税対象物件)の申告時期です

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(※)についても課税の対象としています。

法人事業者や個人事業者(アパート経営者を含みます)で償却資産を所有している方は、平成24年1月1日現在の資産状況を償却資産申告期間中に申告してください(郵送可)。申告書は、税務課の償却資産課税台帳に登録されている方へは本年12月中旬に送付します。事業を営んでいるにも関わらず申告用紙が届かない場合は、資産税担当までご連絡をお願いします。

- 申告期間／平成24年1月4日(水)～31日(火)
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 申告場所／資産税担当

※償却資産…会社や自営業者、アパート経営者が事業のために所有している構造物、機械、器具、備品などが該当します(例:プロパンガス庫、自転車置き場、アスファルト舗装、照明、看板、動力装置、冷蔵庫、エアコン、美容院のパーマ用機器等)。事業の収支内訳のうち「減価償却費」として扱っているものは償却資産に該当するケースが多いのでご確認ください。ただし、土地・家屋、自動車税や軽自動車税の対象になる車両は固定資産税の償却資産には該当しないため申告の必要はありません。